

平成21年第9回教育委員会記録

平成21年5月26日（火）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成21年5月26日(火) 午後2時00分～午後2時25分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 大藏 雄之助 職務代理者 宮坂 公夫
委員 安本 ゆみ 委員 大橋 辰雄
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 小林 英雄 教育改革担当長 森 仁司

庶務課長 徳 嵩 淳一 教育人事企画長 佐藤 浩

教育改革推進課長 岡本 勝実 教育委員会事務局事務統括指導主事 筒井 鉄也

学校適正配置担当課長 齊藤 俊朗 学務課長 加藤 貴幸

社会教育スポーツ課長 森田 師郎 済美センター第一長 小澄 龍太郎

済美センター第一副所長 坂田 篤 済美センター第一事務統括指導主事 田中 稔

中央図書館長 和田 義広

事務局職員 庶務係長 日下部 仁 法規担当係長 佐野 太一
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 4名

会議に付した事件

(報告事項)

- (1) 新型インフルエンザ発生に伴う対応について
- (2) 「杉並区中学生レスキュー隊活動指針」の策定について
- (3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧

(議案)

議案第46号 杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

議案第47号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例及び杉並区学校教育職員の
給与に関する条例の一部を改正する条例

目 次

議事録署名委員の指名について	4
報告事項	
(1) 新型インフルエンザ発生に伴う対応について	5
(2) 「杉並区中学生レスキュー隊活動指針」の策定について	7
(3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧	9
議案審議	
議案第46号 杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する 条例	10
議案第47号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例及び杉並区 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例	11

委員長 時間になりましたので、ただいまから平成21年第9回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は、安本委員にお願いいたします。本日の議事日程は、ご案内のとおり、報告が3件、議案が2件となっております。

日程第2、議案第46号及び日程第3、議案第47号は、平成21年第1回区議会臨時会の提出予定議案であり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条に基づきまして、区長からの意見聴取案件となっております。

したがいまして、以上の議案の審議につきましては、同法律第13条により会議を非公開とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、異議ございませんので、議案第46号及び議案第47号の審議は非公開とさせていただきます。

宮坂委員 委員長。

委員長 はい。

宮坂委員 議事日程に入る前に、一言発言させていただきたいんですが、よろしいですか。

委員長 はい。

宮坂委員 前回の教育委員会におきまして、教員の服務事項に関する2件の報告の後、私の参考意見を述べました。そのことについて不適切な発言であるとして、一部の区民からの意見、要望など、事務局に対して複数の意見が寄せられているとのことであります。

まず、1点目の教員が痴漢行為で逮捕された件については、あくまでその件とは別の問題として、現代社会におけるモラルの低下に対する危惧を申し上げたつもりでございます。

また、2点目の教員の服務事項に対する処分につきましては、本件が教師による指導の域を超えたいじめという重大な問題でしたが、然るべく前置きをした上で、私が日頃から感じております教員の毅然とした態度の必要性について、あくまで参考意見として述べたものでございます。

しかし、誤解を招いたとすれば、私の不徳のいたすところであります。この場をお借りして、一言発言させていただきたいと思っております。

(傍聴人から不規則発言あり)

委員長 傍聴者からの発言は許されておりませんので、お慎みください。

それでは、よろしゅうございますか。

宮坂委員 結構です。

委員長 それでは、日程第1、報告事項の聴取に入らせていただきます。

はじめに、「新型インフルエンザ発生に伴う対応について」の説明を庶務課長からお願いいたします。

庶務課長 それでは私のほうから、資料に基づきまして、「新型インフルエンザ発生に伴う対応について」、ご報告申し上げます。

資料をご覧ください。

まず、大きな1番でございますけれども、いわゆる国内発生早期ということで、神戸、大阪における新型インフルエンザの発生・拡大等に伴う対応についてでございます。

まず、このことにつきましては、(1)として、5月18日付で都の教育庁から通知がございました。概要は記載のとおりでして、修学旅行等の行き先の道府県において、学校の臨時休校等を実施している場合には、修学旅行等の中止・延期等の措置を講じることという内容でございました。これを受けまして、私ども教育委員会といたしましては、5月19日付で、学校・園に通知いたしまして、5月中に、国内発生地域に隣接する京都、奈良、いわゆる通学・通勤圏内ということで、こういった方面への修学旅行を予定している中学校については、延期の措置を講じることといたしました。

なお、6月中に実施予定の修学旅行あるいは移動教室などもあるわけですが、そういった6月中に実施予定のものにつきましては、今後の発生状況及び国等の対応を見極めた上で、取り扱いを決定するという形で通知したところでございます。

その後、2番でございますけれども、政府の基本的な対処方針が改定等なされました。それに伴う対応でございますが、この件につきましては、5月22日付、文部科学省から通知がございました。概要は、記載のとおりでございます。今回の新型インフルエンザにつきましては、いわゆる季節性インフルエンザと類似点が多いことなど、そうした特徴を踏まえて、地域の実情に応じた柔軟な対応を行っていく必要があるということから、その対処方針が改定されました。

改正後の対処方針では、患者や濃厚接触者が活動した地域であっても、集会等については一律に自粛の要請を行わないこととされております。文部科学省でも、国内の修学旅行等についても、臨時休業等の措置を講じている学校を除いて、自粛を求める状況ではないという認識が示されました。

これらを踏まえまして、私ども、25日付、昨日でございますけれども、各学校・園に、記載の内容で通知を申し上げます。それは、6月中に実施を予定している修学旅行については、延期の措置は求めない。ただし、より安全に集団宿泊行事を実施する観点から、校長の判断という、そういったものを踏まえて、延期の措置を講じる場合には、その判断を尊重するということといたしました。

その他、小・中学校におきます校外学習あるいは部活動の大会等につきましても、記載のとおり、感染予防対策に留意しつつ、予定どおり実施するというところで通知をいたしたところでございます。

概略ですが、以上でございます。

委員長 学校の校長先生方のお話を伺いますと、延期をしたりすると、結構、後の措置が、いつ、どこでやるかとか、学校行事等に非常に混乱もあると聞きます。もちろん、子供が向こうに行つて感染すればそれは大変なことですから、それは避けなければならない、非常にジレンマにお立ちになっているようですね。

それから、これがどういう状況ですか、いろいろな旅行で、飛行機事故なんかの場合で旅行を取り消されたときに、そういうやむを得ない事情なのでキャンセルは認めない、旅行会社の責任ではないと。だから、自分たちで保険をかけていけばいいんだけど、旅行会社はそれを補償しないといろいろな問題があるようですが、こういうのも関係してくるんでしょうね、いろいろなところで。

庶務課長 まず、5月中に既に延期をすることとした、これは中学校2校でございますけれども、いずれも9月上旬に延期ということで、日程のほうもほぼ固まりつつあるというふうに情報を受けております。

2点目のいわゆる延期に伴うキャンセル料については、昨日の国等の動きに伴う報道でも、現在、補正予算案が参議院で審議されていますけれども、その中の地域活性化経済危機対策臨時交付金を充てることなど、国のほうでも検討が進んでいると承知していますので、今後、そういった動向をきちっと見極めて、必要な対応を各学校側と調整してまいりたいと、このように考えてございます。

委員長 ほかに何かご質問、ご意見ございますか。

安本委員 それは、延期にして、同じ場所にまた行くんですか。

庶務課長 5月中で予定していて延期した2校については、方面等については同じ方向で考えているというふうに聞いてございます。

安本委員 せっかく子供たちがいろいろ研究してやっていたら、もったないし、かわいそうですよね、無駄になっては。それでしたらよかったですと思います。

委員長 旅行会社も同じ会社でということですか。

庶務課長 私、今日の段階でそこまで詳細をつかんでおりませんが、基本的にはそういった形で、同じ旅行会社のもとで調整を図っているものというふうに承知してございます。

委員長 ほかに何かございますか。

宮坂委員 行き先を変えるという例はあるんですか。行き先を京都、大阪と別のところに。

庶務課長 今現在、先ほど報告申し上げた通知をして、延期の措置をとったところは、ご答弁申し上げたとおり、同じ方面で考えているということですので、いずれにしても、今後、6月中に実施するところが、またいろいろと計画変更ということで、私どものほうにも、また承認を求める届け出があるものと思いますので、その中でまた適切に措置してまいりたいと考えております。

委員長 よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

委員長 それでは、どうもありがとうございました。

続きまして、「『杉並区中学生レスキュー隊活動方針』の策定について」の説明を教育改革推進課長からお願いいたします。

教育改革推進課長 それでは、私からは「杉並区中学生レスキュー隊活動指針」の策定についてご報告申し上げます。

中学生レスキュー隊活動の充実を図るため、「杉並区中学生レスキュー隊活動指針」を策定いたしましたので、以下のとおり報告いたします。

1番として、活動指針作成の経緯でございますが、杉並区中学生レスキュー隊将来ビジョン検討懇談会からの「『(仮称)杉並区中学生レスキュー隊将来ビジョン構想』の策定に向けて」を基に、校長会からの意見等を踏まえ、「杉並区中学生レスキュー隊活動指針」を作成いたしました。

次に、活動指針の内容ですが、21年1月の提言との変更点についてご説明をさせていただきます。

まず、タイトルは「活動指針」といたしました。

次に、5年後の平成25年を目途に、必要な見直しを行うとしてございます。

3番目といたしまして、提言では、部活動として位置づけると示されておりましたが、この活動指針では、希望生徒が関わるということを踏まえ、「教育課程外の活動として各学校の判断により、部活動あるいは生徒の自主的な活動として位置づけ活動を推進します」として、教育課程外の中の位置づけについて幅を持たせ、各校の実情に合わせた設定ができるようにしてございます。

3番、今後の進め方でございますが、来月、区議会への報告をさせていただきます。

(2)といたしまして、活動指針に基づく施策等の展開といたしまして、レスキュー隊活動を着実に展開するため、区事務局職員、学校関係者等からなる「(仮称)中学生レスキュー隊運営委員会」を設置し、年間の活動計画の作成支援等を行ってまいります。

当面のスケジュールでございますが、来月の区議会への活動指針の報告の後、校長会、関係団体への活動指針の内容説明、また、中学生レスキュー隊の隊員募集、そして運営委員会の設置を行ってまいります。

以上でございます。

委員長 何かご質問、ご意見ございますか。

安本委員 ちょっとわかりづらいんですけども、全生徒が行う活動と中学生レスキュー隊の活動と分けているわけですけども、そうすると、中学生レスキュー隊がやることってありますよね、いろいろ。それを、同じことをまた別に全生徒でやるということですか。それとも、レスキューではなくて、要するに地域とともにという、そういう防災に対する意識とか、そういうものに対して学校は行うんだということですか。

教育改革推進課長 活動としては同じ内容というのもございますが、それを学校として全校生徒が行うという位置づけにするのか、あるいは学校で設置している中学生レスキュー隊の活動として行うのかということになります。

安本委員 そうすると、要するに部活動にするという括りを外したわけですね。最初、そういうお話もちらっと出ていましたが。

教育改革推進課長 はい、部活動でなくてもいいという位置づけにしました。

安本委員 そうすると、任意の有志というか、レスキュー隊員になりたい僕や私がいて、そういう人がレスキュー隊をするわけですね。そうすると、多分、何とか中学校レスキュー隊という名前になるんでしょうけれども、それとはまた別に、学校はレスキュー隊の活動を全生徒にまたということですか。

教育委員会事務局統括指導主事 3ページをお開きいただきたいと思います。

安本委員からのご質問なんですけれども、まず、普段、中学校ですでに全生徒を対象にしてボランティア活動というのは行われております。これはいろいろ内容がございますけれども、救命救急講習も全員行っておりますし、地域でのボランティア活動も行っております。その中で、中学生レスキュー隊の活動として、さらにそういったボランティア活動に興味を持ったり、地域の防災活動に興味を持ったりしている生徒に対して中学生レスキュー隊というものを組織して、そういった活動を行うということでございますので、中学生レスキュー隊の活動は全生徒が行うということではございません。

安本委員 私がお聞きしたかったのはそこで、要するに全部でやるのか、前に何か、割合そういう方向に行っていたみたいなのがしたので、あれ、どうしちゃったのかしらと思ったので伺いました。どうもありがとうございました。

委員長 だから、全部でやるものもあるけれども、それはレスキュー隊の活動ではないということですよ。

安本委員 レスキュー隊という名前になっちゃうから全部がそうなっちゃったのかなと。同じところにあるので、ちょっとわかりづらかったんです。どうもありがとうございました。

委員長 ほかに何かございますか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、これは結構でございます。どうもありがとうございました。

次に、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」についての説明を社会教育スポーツ課長からお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 私からは、月例の「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」について、ご報告させていただきます。

今回は、新規2件ございます。1ページをおめくりください。

1件目は、「中央大学杉並高等学校」で行うものでございます。「英文多読体験講座」というもので、中央大学杉並高等学校を会場として、既に行われたものでございますが、4,000冊ほどある英文多読の蔵書を公開しながら、講演会もやったというようなものでございます。

それから、「NEW FUTURE LINE」というものでございますが、これは「大人のための算術塾」というものでございます。会場は、西荻南区民集会所及び西荻地域区民センターでございます。これは、若干ご高齢の方々の頭脳を鍛えるために、5・6年生ぐらいのレベルだというんですが、簡単な演算など、文章題などを練習しながら、少し頭脳を鍛えていこうというような試みでございます。

私のほうからは以上でございます。

委員長 何かご質問、ご意見ございますか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、結構でございます。どうもありがとうございました。

それでは、以上で報告事項の聴取は終わります。

それでは、会議の冒頭でお諮りしましたように、これからは非公開として審議をいたします。

庶務課長 これから非公開となりますので、次回の日程を先にご報告させていただきます。

次回でございますけれども、6月10日、水曜日、午後2時から定例会を予定してございます。よろしく願い申し上げます。

委員長 それでは、よろしゅうございますか。

では、傍聴人の皆様、ご退席をお願いいたします。

(傍聴人退席)

委員長 審議を再開いたします。

日程第2、議案第46号「杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第46号につきましてご説明申し上げます。

人事院は、本年5月1日、民間企業における夏季一時金が昨年に比べて大きく減少していることを踏まえ、暫定的な措置として、本年6月に支給する国家公務員の期末手当及び勤勉手当について、0.2カ月分を凍結する旨の勧告を行ったものです。

その後、5月11日、特別区人事委員会は、各特別区の議会及び区長に対して、本年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に係る特例措置について勧告を行いました。勧告の内容ですけれども、社会情勢に適用する必要があること及び国や他団体との均衡を図る観点から、特別区職員においても現行の支給月数に関わらず、一般の職員については、0.2月分を、再任用職員については、0.1月分を凍結した支給月数とするというものです。

区におきましては、こうした状況について、本日5月26日、特別職報酬等審議会に報告し、同審議会から特別区人事委員会の勧告があったこと、また、現在の社会経済情勢等を勘案した場合、特別職についても、本年6月に支給する期末手当につきまして、0.2カ月分の支給を凍結することが妥当であるとの意見が出されました。こうした同審議会の意見などを踏まえ、区長及び副区長に、本年6月に支給する期末手当について意見のとおり凍結することとし、さらに、教育長及び常勤監査委員についても同様の改正を行う必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

なお、この条例の改正に当たりましては、関連する3件の条例につきまして条立てで改正することとし、その第2条において、「杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」を改正することから、意見聴取がなされたものでございます。

それでは、改正の内容につきましてご説明申し上げます。

お配りしてある資料の最後から2ページ目でございますが、ここに添付しております資料2、平成21年6月に支給する期末手当に係る特例措置の概要、これをご覧ください。

改正の内容ですが、先ほどご説明申し上げましたとおり、本年6月に支給する区長、副区長、教育長及び常勤監査委員の期末手当について、0.2月分を凍結し、1.6月分とするものです。

最後に、施行日でございますが、公布の日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

委員長 今のご説明について、ご質問、ご意見はございましょうか。

これは特別職ですから、一般職員とは直接関係がないわけですがけれども、しばしば一般職員のほうにも影響が出てくると思うんですね。私は、基本的にはこういう考え方には反対なんです。どうしてかといいますと、私は長く民間の会社にいましたけれども、景気がいいときは非常にボーナスが出ますし、ひどい時は、本当に雀の涙になりまして、ワイシャツ2枚なんていうことも、私どもはあったこともあります。ひどい時には、解雇もあり、会社自体が解散することも、無くなることもあるわけですから、そういうこともある。しかし、公務員のほうは、サービス内容を切り下げるわけではありませんで、私は、基本的には公務員は長期的にあるべきであって、そんな短期に、民間がそうなったから、それに合わせ調整するというのはあまり必要ない。ただ、今回は特別職の方々ですから、少し違うと思いますけれども、私は、基本的にそういう考え方にはあまり賛成ではありません。

ただ、区長部局のほうでそうおやりになると、教育委員会と区長部局の人事の交流なんかもしておりますので、非常にそこに歪みを発生しますので、両方統一したほうが良いという点では、私は、最終的に反対はいたしませんけれども、基本的な考えとしては、私はあまり賛成ではないということをおし上げておきたいと思っております。

他に何かございませんでしょうか。それでは、議案第46号は原案のとおり可決してもよろしいですか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、異議がございませんで、議案第46号は原案どおり可決いたします。

どうもありがとうございました。

次に、日程第3、議案第47号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例及び杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。

庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第47号につきましてご説明を申し上げます。

先ほど、議案第46号でご説明したとおり、特別区の人事委員会は、本年6月に支給する期末手当及び勤勉手当につきまして、0.2月分を凍結する旨の勧告を行いました。特別区では、この勧告の取り扱いを検討した結果、勧告の内容を実施することとしたため、この条例案を提出するものでございます。

それでは、改正の内容についてご説明を申し上げます。

議案の資料の最後から2ページ目に添付してあります、資料2をご覧ください。

まず、職員の支給月数ですが、期末手当を0.15月分、勤勉手当を0.05月分、合計で0.2月分を

凍結し、本年6月の支給月数を1.9月分とします。

次に、管理職員の支給月数ですが、期末手当を0.1月分、勤勉手当を0.1月分、合計で0.2月分を凍結し、本年6月の支給月数を1.9月分とします。

そのほか、再任用職員及び再任用管理職員の支給月数につきましては、記載のとおり、合計で0.1月分を凍結いたします。

最後に、施行日につきましては、公布の日から施行することとし、凍結月数の取り扱いについて、特別区人事委員会の行う平成21年度の期末手当及び勤勉手当に係る勧告の内容等を踏まえ、必要な措置を講ずるものとするを附則に定めてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。よろしく申し上げます。

委員長 ただいまのご説明についてご質問、ご意見ございましょうか。

宮坂委員 参考意見ということになるんですけども、これはこれで別個の問題として、私も基本的には、先ほど、大蔵委員長が申し上げたとおり、幼稚園、学校の教職員は、教育という分野に携わる一つの使命感を持ってやっているのです、時の景気、不景気に、景気がいいから少しボーナスをふやそう、景気が悪いから、売り上げが少ないから減らそう、そういう性質のものでないような気がするんです。その辺考えますと、果たしてこれでいいのかなという多少疑問はありますが、もちろんこれに反対とかそういうことでなくて、考え方として、私は、景気、不景気に左右されて、給料を減らすとか増やすとかということを考えるべきじゃないというのが、私の基本的な考え方です。

以上でございます。

庶務課長 ご意見承りましたけれども、いずれにしましても、私ども公務員の給料につきましては、ご案内のとおり法律で、社会経済情勢にきちんと適用することと、それと国と他団体との均衡に考慮すると、こういう原則もあるということで、よろしくお願ひ申し上げたいと存じます。

委員長 ほかに何かご意見ありますか。それでは、議案第47号は原案のとおり可決してもよろしいですか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、異議はないようですから、議案第47号は原案のとおり可決いたします。

どうもありがとうございました。

これで、予定されました日程はすべて終了いたしました。

本日の会議を閉じます。